

改正

令和3年6月30日 条例第21号

豊川市自転車の安全な利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の利用に関し、市、市民、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）等の責務を明らかにし、交通安全意識の向上を図ることにより、自転車に関する事故を防止するとともに、自転車の安全な利用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 関係機関 愛知県警察その他の自転車の安全な利用の促進に関する施策を実施する国及び他の地方公共団体の機関をいう。
- (3) 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。
- (4) 自転車損害保険等 自転車に関する事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、関係機関、関係団体等と連携を図り、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車の安全な利用について理解を深め、自転車に関する事故の防止に努めなければならない。

- 2 市民は、市、関係機関、関係団体等が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策又は活動に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、道路交通法その他の交通安全に関する法令を遵守しなければならない。

- 2 自転車利用者は、自転車の安全な利用のために必要な知識の習得に努めなければならない。
- 3 自転車利用者は、歩行者等の通行の安全に配慮するよう努めなければならない。

4 自転車利用者は、道路、公園その他公共の用に供する場所に自転車の放置をしないよう努めなければならない。

5 自転車利用者は、利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第6条 関係団体は、自転車利用者に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。

2 関係団体は、市、関係機関等が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策又は活動に協力するよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第7条 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）は、自転車の販売等に当たり、自転車利用者に対し、自転車の点検整備の必要性に関する情報その他の自転車の安全な利用に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、市、関係機関、関係団体等が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策又は活動に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全な利用及び道路交通法その他の交通安全に関する法令について教育をするよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者の利用する自転車について、定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。

2 事業者は、市、関係機関、関係団体等が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策又は活動に協力するよう努めなければならない。

(学校長の責務)

第10条 市内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の校長は、その児童又は生徒に対し、自転車の安全な利用に関する教育及び指導をするよう努めなければならない。

(乗車用ヘルメットの着用)

第11条 自転車利用者は、自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

(自転車損害保険等への加入)

第12条 自転車利用者は、自転車損害保険等に参加しなければならない。

- 2 保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害保険等に参加しなければならない。

- 3 自転車小売業者は、その販売等する自転車の利用に係る自転車損害保険等への加入の必要性に関する啓発に努めなければならない。

(啓発及び広報)

第13条 市は、自転車の安全な利用に関し、交通安全教育を推進するとともに、市民の理解が深まるよう啓発活動及び広報活動を行うものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月30日条例第21号)

この条例は、令和3年10月1日から施行する。